

『CEFR の理念と現実 理念編 言語政策からの考察』

西山教行・大木充編

境 一三 SAKAI Kazumi¹

1. はじめに

西山教行・大木充編『CEFR の理念と現実 理念編 言語政策からの考察』はその『現実編』と共に、2021年8月、くろしお出版から世に送り出された。編者らは、CEFR に関して長年研究を行い、多くのシンポジウムも開催してきた。西山は、本書の執筆者の一人である細川英雄と共に、『複言語・複文化主義とは何か —ヨーロッパの理念・状況から日本における受容・文脈化へ』（くろしお出版社）を編み、2010年に上梓している。その意味で、この分野の第一人者と言える研究者である。その西山が、京都大学のかつての同僚であり、CEFR 研究を共に進めてきた大木充と編んだ本書の内容を掻い摘まんで紹介し、本書が果たすであろう役割について論じたい。

2. 日本では、CEFR は本当に読まれているのか？

Common European Framework of Reference for Languages: Teaching, Learning, Assessment (Council of Europe, 2001) はその日本語訳『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』（朝日出版社）が2004年に吉島茂らによって翻訳・出版されて以来、日本の言語教育の世界、とりわけ英語教育界で話題になり、多く議論の俎上に載せられた。

その応用的な研究の成果として、小池生夫を主幹とする科研グループを引き継いだ投野由起夫らによって CEFR-J が作成されたが、そこでは英語教育を対象として、日本の英語教育に適したレベル設定の拡大と Can-do Statements (以下 CDS) 作成が行われた。投野はそれを28言語に拡大するという計画を持っていると言うが²、それらを統合した理念に関する研究は寡聞にして知らない。

CEFR では、複言語・複文化主義が最も重要な理念として謳われているが³、この概念に正面から取り組み、実践に展開している例はこの国では僅少であると言わざる

¹ 所属：慶應義塾大学 Keio University

² https://tufs-sgu.com/language_ability/cefr-j/

³ <https://www.coe.int/en/web/common-european-framework-reference-languages/uses-and-objectives>

を得ない。そう考えると、書評子には、日本では CEFR は本当に読まれ理解されているのだろうか、という疑念を拭い去ることができない。

このように、日本における CEFR の受容は、非常に道具的性格の強いものである。もともと、程遠巍 (2017) が『中華世界における CEFR の受容と文脈化』で指摘しているように、日本の近隣諸国においても、CEFR の受容は道具的であり、複言語主義などの理念は十分に理解されているとは言えないようであるし、またヨーロッパでさえも、その理解が一般化されているとは必ずしも言えないだろう。そうではあっても、出版からすでに 20 年を闊した現在、もう少し CEFR の全体像がその歴史的コンテクストから、また理念史的観点からも、日本で理解が深まっても良いのではないか、否深まらなくてはいけないのではないかというのが、書評子の年来の考えるところである。

また、CEFR の道具的受容にあっては、その思想性が等閑視されるが、それは同時にその政治性にも関心が向かないという帰結をもたらす。この国では、CEFR は都合の良いツールであると捉えられているので、言語哲学的、政治社会学的なコンテクストでの根本的な批判はおよそ見られない。これが、ヨーロッパにおける CEFR 受容との根本的な違いであることは、本書を繙くことによって分かる。その意味で、この書物は日本において CEFR を論じる人のみならず、「使う」人にも一哲学的論議から身をそらすことなく一読んで欲しいものである。

3. 「わかりにくさ」ということ

本書は以下の 8 章から成る。第 1 章: 欧州における「多様性の中の統合」と多言語・複言語社会、第 2 章: CEFR はなぜわかりにくい—CEFR の成立とその構造、第 3 章: CEFR とスイスのアーミーナイフ—その概念から使用まで、第 4 章: 言語教育の視野を広げる—仲介・複言語主義・協働学習と CEFR-CV、第 5 章: CEFR の文脈化とその先に関する 6 つの考察、第 6 章: CEFR と増補版—関係者、専門家としての見解、第 7 章: 社会的行為主体を実現するアクション・アプローチの意味—CEFR の複言語主義解釈から言語教育実践の方向性へ、第 8 章: 「亡霊へのシンパシー」と言語概念認識の歩み—CEFR の睥睨に対峙する諸言語の影。

日本語で書かれた章 (1、2、7 章)、フランス語で書かれ日本語に翻訳された章 (3、4、5、8 章) と英語で書かれ日本語に翻訳された章 (6 章) があるが、日本語と英語で書かれた章が全般的に読みやすいのに比べ、原文がフランス語で書かれた章は、その日本語訳がなべて優れたものであるのにも拘らず、読みにくさを感じる。そのことについては、「はじめに」で編者の西山が触れている。

西山が言うように、フランス語は日本語に比して「はるかに分析的な言語で、極めてロジックを重んじる」、よって「フランス語による言説は、より理詰め議論に傾きやすい」。また、言語学から派生した後発の学問分野である言語教育学は、その威信性を高めるための戦略の一つが「複雑な言説の構築」であった。本書における一部の章の難解性はそこに原因があるのだという指摘は、書評子にとって非常に示唆的なものであった。

また、このことは第2章で西山が論じているCEFRのわかりにくさにも通底するだろう。CEFRを注意深く読んだ者であれば、英語とフランス語を執筆言語としたCEFRは、章によって主たる執筆者が異なり、そこでの思考言語もまた異なることに気づくであろう。そのことが章による読みやすさの差に表れていると考えられるのだが、おおよそ思弁的な部分はフランス語で、実用的・応用的部分は英語で発想されたと判断して良いのではないかと思う。

多くの日本の読者にとっては一書評子のような哲学的議論を好む人間を除いて—CEFRの理念的・思弁的な議論はついて行きづらく、勢いA1からC2の「共通参照レベル」やCDSに目が行くことであろう。これらが、ツールとして取りつきやすく、自分の教育領域に比較的容易に取り込めると直感的に思うからである。事実、文科省・中教審も含め、日本でCEFRが問題になるときは、ほとんどが「共通参照レベル」とCDSである。大学入学共通試験の英語に外部試験を導入するか否かが議論になったときも、各試験(それぞれ異なる目的・方法を以て行われているもので、これらの内でCEFRに準拠しているものはごく僅かであった)の比較可能性をこの「共通参照レベル」によって担保するという、本来無理筋のことが公然と行われた。

このように、本邦におけるCEFRの受容は、その根幹にある哲学的理念を捨象し換骨奪胎した、ご都合主義による道具的受容が主流であったと思わざるを得ない。

以下、本書で扱われているテーマの内、特に重要だと思われることを採り上げたい。

4. CEFR 成立の背景

CEFR 成立の背景には欧州の言語・文化の多様性がある。言語と文化は人々のアイデンティティーの根幹をなすものであるから、言語／文化政策によってこれをどのよう形成するかは非常に大きな問題である。欧州ではこれが地域アイデンティティー、国家アイデンティティー、欧州アイデンティティーのように何層にも重なって形成されている。今日のように欧州以外から多くの移民・難民が社会に参入する状況では、社会の統合は困難を極める。だからこそなお一層、欧州アイデンティティーのような

「多様性の中の統合」が求められることになる。そのために、母語以外の言語を学習することによって、欧州内の他者をよりよく知ることが求められるのである。EU における公式文書の多言語主義も、個人の複言語能力に支えられる。CEFR の複言語主義は、欧州の現実から導き出された必然的な考え方であることが、安江則子による第 2 章を読むことによって明らかになるであろう。

安江は、多くの国で進展する反グローバル化や反 EU のポピュリズムも言語と深い関係にあることを指摘する。一般的に EU 支持者には若者と高学歴者が多く、反 EU・移民排斥を指示する人々の多くは他者の言語を解さないという調査結果があるというのは示唆的である。イギリスのブレクジットも、単に不況や移民の増加といった問題だけでなく、イギリスにおける外国語学習意欲の低さに起因し、「言語を媒介として社会をどう捉えるかという「世界観」も国民の判断に影響を与えた要素と考えられる」(9 頁)という指摘は、日本でもますます強まる排外的傾向を考えると、心しなければならぬものと思われる。

5. CEFR に対する批判

第 3 章でダニエル・コストは CEFR の成立の複雑性について述べる。CEFR は「一つの文書の中に多様な用途に使えるものが含まれている」ことからスイスの「アーミーナイフ」に譬えられ、便利ではあるが扱いが必ずしも簡単でないことが縷々述べられる(45 頁)。この章の最後では、コストを含む欧州評議会の専門家に対する批判に対する反論も行われている。CEFR はその公表直後から、多くの批判に晒されてきた。その代表的なものに、「CEFR を通じて教育を「商品化」し、学校から教育的役割を放棄させようとする一種の壮大な陰謀」であるというものがある。コストはこれをきっぱりと否定し、「欧州評議会と言語政策部についてこのような批判をするのは、的を射ていないか、間違っているように思われる」とする(67-68 頁)。これは、CEFR 作成の中枢部にいた者の発言として、重く受けとめるべきものであろう。

CEFR に対するより根源的な批判は、本書の第 8 章でエマニュエル・ユヴェールによって展開される。この非常に哲学的な章は、イギリス的分析哲学とは異なる欧州大陸の思弁的な哲学の伝統に倣ったものであり、書評子には極めて興味深いものであった。端的に言えば、これは CEFR に象徴される、コミュニケーション・行動中心の＝実用的な言語学習・教育観に対する批判である。実用的コミュニケーションはある種の均質性を前提とするが、このような均質性を求める世界観の元では、言語の持つ陰影が失われ、白日の下にさらされて、管理可能なものとされる。そこでは、本来欧

州の価値とされる多様性が失われてしまうと指摘する。「他者性と多様性がその本来の意味で、諸言語(外国語であればなおさら)と言語学習の基礎である。」(200 頁) そのためには、CEFR が依拠するような分析哲学ではなく、フンボルトの言語哲学であり、また解釈学的哲学が必要であると述べる。このような、CEFR に対する哲学的批判は、極めて欧州的存在であり、欧州で政治的行動を取り、政策を立案するとは、こうした根本的な批判に晒されることを前提に、思索を深めることが必要かつ根本的な営為である。欧州の学問に触れてきた者であれば、多かれ少なかれ認識しているはずのこのことに、改めに気づかされる。本書が、この章を取り込んだことは、本書の編者たちも正統的な欧州的存在のエピステーメの伝統に則っていることを示している。CEFR を云々するものは、こうした批判も共に学ぶべきであろう。

本書では、この他に 2018 年に出版された『増補版』に関する記述も多く見られる。『増補版』では、特に **mediation** 概念の拡張と深化、そしてそれにとまなう能力記述文の増補が行われたが、そのあたりの経緯についても興味深いことが多く述べられている。

また、「文脈化」や「アクション・アプローチ」についての興味深い論考も含まれるので、是非読者は自分で当たってもらいたい。必ずや得るものが多いだろう。

6. 終わりに

本書は、必ずしも読みやすい章ばかりではないが、読者はその歯ごたえこそが欧州の学問的な伝統に根ざすものであることがわかるであろう。そしてそれは、CEFR の根底にある理念と通底するものである。このことを、易きにつく傾きのあるこの国の読者、特に外国語教育に従事するものは学ぶことになるであろう。